

財 第 1 2 3 8 号
平成 2 9 年 1 0 月 3 日

各課等の長 様

市長 金 坂 昌 典
(公 印 省 略)

平成 3 0 年度当初予算について (通達)

平成 3 0 年度当初予算の要求にあたっては、下記に留意のうえ、関係事務を進められたく通知します。

記

1. 本市を取り巻く情勢

我が国経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、全国で経済の好循環が見受けられ、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等を注視する必要があるものの、緩やかな回復が続くことが期待されている。

このような中、政府は、東日本大震災からの復興・創生及び平成 2 8 年熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するため、平成 2 9 年 6 月 9 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」に基づき、「未来への投資を実現する経済対策」及びそれを具体化する平成 2 8 年度第 2 次補正予算に加え、平成 2 9 年度予算を円滑かつ着実に実施することなどを基本的な考え方とし経済財政運営を進めるとしている。

また、7 月 2 0 日に閣議了解された「平成 3 0 年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針について」では、引き続き、「基本方針 2 0 1 5」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととされ、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取組を強化し、予算の中身を大胆に重点化することを基本としている。このため、義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図るとともに、その他の経費については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算額の 100 分の 90 を乗じた範囲内での要求を指示する一方、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けている。

今後、国の予算編成の動向によっては、制度の改正や事業の新設など、市予算編成にも大きな影響を及ぼすことから、各課等においては、積極的に、国・県等からの情報収集に努められたい。

2. 市の財政状況

本市の財政状況については、平成28年度決算で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、96.8%と、前年度比で5.7ポイントも悪化し、極めて憂慮すべき数値となった。

今後の歳入見通しについては、人口減少や少子高齢化の影響により、基幹財源である市税の減収は避けられない状況にある。また、地方交付税についても、国全体で総額が抑制される傾向にあり、本市財政にとって、極めて厳しい状況が続くものと予想される。

一方、歳出においては、扶助費の増加に加え、生活基盤整備や公共施設等の長寿命化対策などのために発行した市債の元金償還が本格化することによる公債費の増加など、財政の硬直化が一層進む中で、津波避難施設の整備、子育て・教育環境の向上、大網駅周辺の整備など、市民生活の安全確保や人口減少・少子化対策をはじめ、将来の市の発展に欠かせない重要な事業の推進に多額の財源を要することが見込まれている。

また、平成26年度以降、一般会計当初予算における基金繰入金が4か年連続で10億円を超え、一般会計に所属する基金を5年前と比較すると、約16億円減少しており、基金の枯渇も危惧されるところである。

このため、実効性ある行財政改革に取り組み、全庁一丸となって歳入・歳出両面にわたり徹底した見直しを実施するとともに、持続可能な市政運営を確立し、「住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて、今後も市の発展と市民生活の向上に必要な事業を実施していく必要がある。

3. 平成30年度予算要求に当たっての留意事項

このような状況を踏まえ、平成30年度当初予算の要求に当たっては、後期基本計画との整合性を図るとともに、すべての事務事業について、優先度や緊急性、費用対効果の検証、そして創意工夫の視点をもって、例外なくゼロベースで見直しを行ったうえで要求することを基本とする。

平成30年度当初予算編成の柱として、次の項目に取り組むものとする。

「国・県補助事業採択の精査」

「団体補助金の精査」

「普通建設事業の精査」

「公共施設等の新設や大規模改修の精査」

(1) 後期基本計画との整合

平成29年度までの事業の進捗状況を精査し、後期基本計画を円滑に推進できるよう施策や事業について、事務事業評価を踏まえたうえで、年次計画のローリング、財源、手法などについて十分検討したうえで要求すること。

(2) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規事業の要求にあたっては、既存事業の縮小、廃止、振替等を前提とした「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底することとし、安易な新規事業の追加は行わないこと。

特に、所期の目的が達成された事業、市民との協働や民間で対応が可能な事業、事業開始後長期間経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止や再構築を前提として、見直しを行うこと。

(3) 義務的経費を除く一般財源ベースでの10%削減

義務的経費※1(債務負担など義務的経費に準ずるものを含む)を除き、平成29年度当初予算における各事業一般財源充当額を基準に10%の削減(10%マイナスシーリング)に努めること。

※1 義務的経費：法令又は性質上支出が義務付けられているもの(人件費、公債費、扶助費等)

(4) 固定的経費必要性の検証

一般会計当初予算における基金繰入金に4か年連続で10億円を超えているなか、30年度は、市債の償還が約8千万円増加する見込みであり、財源不足はさらに深刻な状況になることが見込まれる。

このため、毎年度予算が必要な固定的な経費であっても、前年踏襲という固定概念から脱却し、ゼロベースでその必要性を検証すること。

特に、扶助費については、事業手法や給付水準の見直し、検討を行ったうえで、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないように適正な制度運用を行うこと。

また、人件費総額を抑制する観点から、全ての事務事業について見直しを図り、時間外勤務の縮減に向けた取り組みを強化すること。

(5) 財源の確保

財源は自ら捻出するという視点に立ち、あらゆる可能性について検討し、新たな財源の発掘に努め、安易に一般財源に頼るのではなく、国県等の補助金等を有効活用するなど、事業に要する財源を確保する意識を強く持って要求すること。

また、継続事業であっても、新たな財源が確保できないか、改めて検討すること。

市税をはじめとする公的徴収金については、収納率の向上を図ることはもとより収入未済分の解消に向けた具体的な対策を講じること。

また、市有財産の売却や有償貸付などの有効活用や広告事業の拡充などに取り組み、新たな自主財源の確保に努めること。

さらに、事業に対する応分の受益者負担を検討するなど、特定財源の確保にも努めること。

(6) 国・県の動向の把握

前年度に引き続き、平成29年度事業においても、国庫補助金が大幅に削減されたため、一部の事業では、一般財源負担が増加しないよう、事業の見直しを余儀なくされた。このことから、国・県の予算編成や補助制度の内容の把握に努めるとともに、最新情報の収集を的確に行い、予算額を下回ることのないように適正な額を見積もること。

また、補助事業であることを理由に安易に事業採択申請を行い、結果として多額の一般財源負担を生じさせることのないように留意すること。

さらに、補助事業の廃止や補助割合の変更等があった場合には、必ず、当該事業の廃止や縮減などの見直しを行うこと。

なお、新年度予算要求にあたっては、原則、現行の行財政制度に基づくこととし、予算編成過程において、新たな政策決定がなされたものや、国・県の予算案、制度改正等が判明したものについては、直ちに修正を行うこと。

(7) 公共施設等の新設及び大規模改修等への対応

平成29年3月に、公共施設等に関する様々な課題に適正に対処するため、本市の全ての公共施設等を対象とし、長期的な視点に立った総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた、「大網白里市公共施設等総合管理計画」を策定した。

平成30年度以降における公共施設等の新設及び大規模改修等の要求については、今後、施設ごとに策定する「個別施設計画」により対応方針を定め要求すること。

(8) 議会等の要望・意見等の精査及び反映

市議会等からの要望や監査委員からの指摘事項等については、内容を十分検討し、必要な対策を講じること。

(9) 協働事業の推進

事業の実施手法において、市民やNPO法人等との分担・協働の実施可能性等について十分検討すること。

(10) 団体補助金の取り扱い

各種団体等への補助金については、「大網白里市補助金等交付基準」に基づき、公益性や効果、適格性などを再検証するとともに、補助金の使途の妥当性や3年ごとの見直しについても留意すること。

特に、平成28年度決算において、多額の繰越金を有する団体への補助については、補助金の一時的な中止や、減額を検討すること。

(11) 特別会計

特別会計及び公営企業会計については、独立採算の原則に基づき、経営的視点に立って、事業運営の一層の効率化による経費の抑制、収入の確保に努め、安易に一般会計からの繰り入れに依存することのないように努めること。

4. その他の留意点

(1) 各課による要求内容の自己査定の徹底

予算要求書の調製にあたっては、班単位での検討を十分行ったうえで、提出前には課長を含め、課内で内容精査を行うこと。

(2) 課長職の役割について

各課等においては、事務事業の実施に当たり、限られた財源のもと、創意工夫を凝らして最少の経費で最大の効果を得るため、「選択と集中」によるマネジメントが求められる。

課長はマネジメント力を発揮し課内の主体性・自主性を持って、次の事項に取り組むこと。

- ・課単位で事業内容を精査し、事業の優先順位を明確にすること。
- ・市が関与する公共性が薄れている事業は、縮減を前提に検討すること。
- ・市民にもたらす利益に対して事業費が過大となっていないか精査し、真に必要な事業費を要求すること。
- ・民間に類似の事業、サービスがあるものは、縮減を前提に検討すること。

(3) 班長相当職の役割について

班長相当職の職員は、予算編成説明会で示した市の財政状況を十分に理解したうえで、次の事項に留意し、班の予算編成作業を統括すること。

- ・班単位で事業内容を精査し、事業の優先順位と積算根拠を明確にするとともに、前年度比10%削減を確実に行うこと。
- ・事業費や事務量の抑制を図るため、前年度と同様の事業にあっても、内容を徹底的に見極め、費用対効果を考え要求すること。
- ・見積もり徴収や設計積算の際は仕様等の見直しや在庫等の状況を確認し取り組むこと。

(4) 査定方式等

限られた財源を効率的に予算配分するため、引き続き一件査定方式とする。したがって、要求事項ごとに、積算根拠を明確にしたうえで要求すること。

特に扶助費については、対象者のこれまでの推移と予算要求に用いた予測人数、今後の見通しについて説明を求める。

なお、財政課長協議については、前年度と同様に1次協議を行った後に、2次協議を行うという2段階方式で行うこととする。